

写

答 申 書

平成28年11月22日

久喜宮代衛生組合
管理者 田中暄二様

久喜宮代衛生組合
廃棄物減量等推進審議会
会長 高柳英雄

平成27年4月21日付け久宮衛減第3554号をもって諮問された事項の「資源物の回収（集団回収と公共回収）のあり方について」について、次のとおり答申します。

記

久喜宮代衛生組合の資源物（紙類・衣類）の回収につきましては、衛生組合に登録した資源集団回収団体による集団回収と、衛生組合による公共回収の2つの回収方法で行なわれているところです。

この回収方法は、現在埼玉県内の多くの自治体でも実施されているところですが、集団回収を行っている地域で公共回収を行うことは、回収におけるコスト増の一因ともいえることから、そのあり方について整理をする必要があると考えます。

こうしたことから、資源物（紙類・衣類）の回収のあり方について、今後の方針を当廃棄物減量等推進審議会で検討して参りました。

資源の回収方法のうち、集団回収には、回収コストの削減や地域の環境意識の向上、回収量に応じた報償金収入による地域活動及びコミュニティの活性化等様々なメリットがありますが、資源集団回収団体や排出する住民への負担や影響について十分に配慮する必要があります。一方で、公共回収には行政による回収という確実性があります。

これらを配慮しながら先進地の事例も含め慎重に検討した結果、衛生組合の今後の資源物（紙類・衣類）の回収のあり方については、集団回収に統一するのが適当であるとの結論に至りました。

付 記

衛生組合ではこれまで集団回収のみでの資源物（紙類・衣類）の回収の実績はなく、また、平成35年度にはごみ行政の主体が構成市町の久喜市・宮代町に移行する予定となっていることから、実証実験を行わないまま性急に集団回収に回収を統一することは、住民に混乱を及ぼす恐れがあります。

このことから、次のような実証実験を行うことで、集団回収統一に向けての検証を行うことを要望します。

1. 久喜市、宮代町の各地区にモデル地区を設け、資源物（紙類・衣類）の集団回収のみでの回収の実証実験を行うこと。
2. 実証実験での集団回収の方式については、複数の方式を用意すること。
3. 実施にあたっては、住民及び関係者に対して十分な説明または必要な支援を行うこと。
4. 平成34年度までに実証実験の結果についての検証を行い、その検証結果について構成市町へと報告し、事業を引き継ぐこと。

また、資源集団回収団体への報償金についても、資源の売却単価が安価もしくは逆有償になった場合でも資源回収のシステムが維持できるように、現行の単価に固定するのではなく、時勢に合わせた柔軟な単価設定を検討するよう併せて要望します。